

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第54号）

1 請求対象文書（諮問案件第82号）

「平成12年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画作成業務委託報告書（利水計画検討編）」の66ページに記載された「 $n=0.043$ 」の計算式の内容

2 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所

3 審査請求等の経緯

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) H17. 8.18 公開請求 | (4) H18. 5. 2 諒問 |
| (2) H17. 9. 1 不存在決定 | (5) H21. 1. 16 答申 |
| (3) H17. 12. 13 異議申立て | |

4 諒問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項（不存在）	<p>異議申立人は、請求対象文書は、業務報告書の納品時に検収され、実施機関に提出されているはずであるとしているが、実施機関は、「$n=0.043$ 計算値」に関する計算式の内容については、業務委託の打合せ協議等で妥当性を確認しており、成果品としての提出は求めていないので公文書は存在しないとしている。</p> <p>また、実施機関は、本件業務委託は平成12年度に実施された事業であり、業務委託に係る公文書の保存期間は5年間であるので、当該事業に係る契約書及び設計書等は既に廃棄したと説明している。</p> <p>このことから、本件業務委託の設計書は既に廃棄され特記仕様書は存在せず、報告書にも提出を求める成果品の指定が記載されていないため、成果品として何が要求されていたかを検証することはできないが、実施機関の平成15年度における河川整備計画に係る業務委託においては、「報告書」のみが成果品として指定されているので、本件業務委託においても同様であると推測される。</p> <p>以上のことから考えると、実施機関が本件請求文書を保管していないとする主張において、不自然な点はうかがえず、本件公開請求について不存在決定を行ったことは不合理ではないと考えられる。</p>

5 審議経緯 審査回数 9回

(別 紙)
答申第54号

答 申 書

平成21年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成17年8月18日に、次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成12年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画作成業務委託報告書（利水計画検討編）（以下「報告書」という。）の66ページに記載された「 $n=0.043$ 」の計算式の内容

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、平成17年9月1日に異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

図一 桜橋観測所横断図(P67)の断面で、 $n=0.040$ と $n=0.045$ を仮定してグラフ桜橋観測所粗度係数算定結果(P66)の上下の放物線を作図し、実測値をプロットしたものである。おむね、実測値がこの範囲内にあつたため、中間値として $n=0.043$ としたものである。 $n=0.043$ の計算式は存在しないため公開請求に係る文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年12月13日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

なお、異議申立人が異議申立てに係る処分があつたことを知った時期は、平成17年10月14日としている。

4 諒問

実施機関は、平成18年5月2日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諒問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会での意見陳述で主張している要旨は、おむね次のとおりである。

- (1) 本件公開請求は、報告書の66ページに掲載されている桜橋観測所粗度係数算定結果の図表に「 $n=0.043$ 計算値」と記載されている曲線の式の内容について公開請求するものである。
- (2) 実施機関は、桜橋観測所横断図の断面で、 $n=0.040$ と $n=0.045$ を仮定して水位流量曲線を作図し、実測値をプロットしたところ、おおむね実測値がこの範囲内にあったため、粗度係数をその中間値の $n=0.043$ としたもので、計算式は存在しないとしているが、図表には「 $n=0.043$ 計算値」と記載されており、図上で判断したとはされていない。
- (3) 報告書において、当該図表は、「等流計算結果」として示されており、マニングの公式を用いて算出されたものであるが、この公式から粗度係数を算出するためには、流量、径深、動水勾配、通水断面積及び潤辺の値が必要となる。径深及び潤辺は、横断図から求められるもので、動水勾配については、河川の流芯における縦断図から求められる。
報告書には、流量は平成9年から11年の流量観測時の水位、流量データから算定し、横断面積は平成11年度実施の測量結果を用い、河床勾配は検討箇所周辺の平均勾配である $I=1/250$ とすると記載されているが、その根拠は示されていない。
観測値から粗度を逆算するのであるから、河床勾配も計画勾配ではなく、現状の勾配を使用しなければならないと考えられる。
当該観測地点では、実際の河床勾配は、EL=21.41m以下の河積を死水としているので、 $I=0$ となると考えられ、動水勾配によって流下しているものと思われ、水位観測時に水面の勾配が測定されていれば動水勾配を決めることができるが、そのような測定も行われておらず、平均勾配を $I=1/250$ とする理由は全く不明である。
- (4) 桜橋観測所粗度係数算定結果の図表の曲線が放物線であるとすると、その式の定数項の内訳は報告書の納品時に検収されたはずであり、計算式の中味は当然存在するはずである。なお、平成14年度の浅野川に係る報告書では、粗度係数の設定について詳細に記載されており、本報告書の委託においても、同様の検討がなされていなければならないと考える。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おむね次のとおりである。

- 1 平成12年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画作成業務委託（以下「本件業務委託」という。）は、平成9年の河川法改正に基づき、水系ごとに河川整備基本方針及び河川整備計画を定めることになったことを受け、犀川水系の正常流量及び利水計画の検討を行ったものである。
- 2 報告書の66ページの補足説明資料3の「(2) 等流計算結果」の本文に記載している $n=0.043$ は、犀川の上流から下流までの平常時の代表的な数値を求めたもので、桜橋流量観測所の近年の実測流量観測データを用いた等流計算による検証結果及び現地踏査における河床材料と代表的な粗度係数による関係から総合的に判断して設定したものである。
- 3 桜橋観測所粗度係数算定結果の図表の $n=0.045$ と $n=0.040$ の放物線はマニングの公式により算出したもので、仮定した計算条件により有効水深と流量を求め、これをもとに作図し、実測値がおおむねこの2本の間にあったので、その中間値の $n=0.0425$ を用いることとした

が、小数点以下4桁目で四捨五入し $n=0.043$ としたもので、計算式は存在しない。

- 4 桜橋観測所粗度係数算定結果の図表に描かれている $n=0.043$ の放物線は、マニングの公式を用いて計算で求めたものであるが、その計算式の内容については、 $n=0.045$ 及び $n=0.040$ と同様に本件業務委託の成果品として提出を求めていないので、公文書として存在しない。
なお、本件業務委託は平成12年度に実施された事業であり、業務委託に係る公文書の保存期限は5年間であるので、契約書や設計書等は既に廃棄済みである。
- 5 数値の妥当性については、本件業務委託の中間協議や納品時に協議し、検討条件及び結果が妥当で、一般的な値と乖離していないことを確認しており、また、このことから打合せ協議に係る記録簿においても、個別の条件設定について記載はしていない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

報告書における粗度係数 $n=0.043$ に係る計算式の内容を表す公文書である。

3 本件請求文書の不存在について

異議申立人は、計算式の内容については、報告書の検収時点で検査され、実施機関に提出されているはずであるとし、実施機関は計算式は公文書として存在しないとしているので、この点を検討する。

(1) 本件公開請求の内容について

本件公開請求に係る公文書公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄には、「66 ページ $n=0.043$ の計算式の中身」と記載されており、実施機関は、これを報告書の当該ページの「(2) 等流計算結果」において「桜橋地点における粗度係数は $n=0.043$ となる。」と記載されていることに関する根拠としての計算式の内容の公開を求めるものと判断し、不存在決定を行ったと説明している。

一方、異議申立人は、意見書等において、当該ページの図表「桜橋観測所粗度係数算定結果」に「 $n=0.043$ 計算値」と記載された曲線の計算式の内容の公開を求めたものであるとしている。

これに対し、実施機関は、図表の「 $n=0.045$ 計算値」、「 $n=0.043$ 計算値」及び「 $n=0.040$ 計算値」に関する計算式の内容については、業務委託の打合せ協議等で確認しており、成果品としての提出は求めていないので公文書は存在しないとしている。

(2) 文書管理について

実施機関は、本件業務委託は平成12年度に実施された事業であり、業務委託に係る公文書の保存期間は5年間であるので、当該事業に係る契約書及び設計書等は既に廃棄した

と説明している。

これは、当該業務委託に係る簿冊の保存の期限が平成18年3月末であることを主張するものである。

しかし、保存期限が経過する前の平成17年12月13日に異議申立てがなされており、また、設計書では、特記仕様書において、請負者が提出すべき成果品が指定されていると考えられるので、本件請求文書を本件業務委託の成果品として提出を求めていないため保存していないと主張する以上、少なくとも当該異議申立てに係る審査継続中は保存しておくべきものであったと判断される。

(3) 本件業務委託における成果品の指定について

本件業務委託の設計書は既に廃棄され特記仕様書は存在せず、報告書にも提出を求める成果品の指定が記載されていないため、成果品として何が要求されていたかを検証することはできないが、実施機関の平成15年度における河川整備計画に係る業務委託においては、「報告書」のみが成果品として指定されているので、本件業務委託においても同様であると推測される。

以上のことから考えると、実施機関が本件請求文書を保管していないとする主張において、不自然な点はうかがえず、本件公開請求について不存在決定を行ったことは不合理ではないと考えられる。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件公開請求に係る本件業務委託のあり方が不適切である旨の主張を行っているが、当審査会は本件業務委託の適否を判断する立場ではなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審　查　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
平成 18 年 5 月 2 日	○ 質問を受けた。(質問案件第 82 号)
平成 18 年 6 月 7 日	○ 実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成 18 年 7 月 3 日	○ 異議申立人から意見書を受理した。
平成 20 年 1 月 30 日 (第 159 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 5 月 28 日 (第 162 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 6 月 26 日 (第 163 回審査会)	○ 実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 20 年 7 月 31 日 (第 164 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 8 月 28 日 (第 165 回審査会)	○ 異議申立人から意見聴取を行った。
平成 20 年 10 月 9 日 (第 167 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 11 月 10 日 (第 168 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 11 月 27 日 (第 169 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 12 月 22 日 (第 170 回審査会)	○ 事案の審議を行った。